

委託業務特記仕様書（令和元年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとす。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（本業務の特記仕様事項）

- 第5条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。
- 別紙「粟津港（里浦地区）岸壁修繕設計業務特記仕様書」によるものとする。

粟津港（里浦地区）岸壁修繕設計業務特記仕様書

1. 業務目的

本業務は、粟津港（里浦地区）の大津第一岸壁（-5.5m）において、下部工（鋼矢板）の被覆防食工の設計及び電気防食工の修正設計を行うものである。また、エプロン舗装、上部工及び付帯施設の劣化部調査を行い、補修が必要な部材について原形復旧を目的とした補修設計を行う。

2. 業務内容

2. 1 打合せ等

(1) 打合せ

本業務の打合せは、業務着手時、中間打合せ時、成果品納入時の3回を基本とし、必要に応じて随時実施するものとする。

2. 2 岸壁修繕設計

(1) 計画準備

本業務の目的及び内容を把握したうえで、業務実施にあたっての技術的方針及び作業工程を検討し、業務計画書を作成する。

(2) 既往資料収集整理

当該岸壁について、既往の成果報告書、維持管理計画書等の資料を収集し整理する。

(3) 被覆防食工の検討

当該岸壁の下部工（鋼矢板（電気防食適用範囲外））において、被覆防食工の検討を行う。なお、既往の成果報告書において、下部工（鋼矢板）の断面性能照査が実施されており、下部工（鋼矢板）全体の補強は考えないものとする。

(4) 電気防食工の修正検討

当該岸壁の下部工（鋼矢板（電気防食適用範囲））における、被覆防食工を踏まえた電気防食工の修正検討を行う。

(5) 劣化部調査

エプロン舗装、上部工及び付帯施設において劣化部調査（ひび割れ、断面欠損、沈下・陥没、欠損、使用不可など）を行い、整理する。

(6) 補修設計

劣化部調査結果を基に、補修が必要な部材、補修範囲及び補修数量について整理する。
なお、補修内容は原形復旧を原則とする。

(7) 図面作成

被覆防食工の検討、電気防食工の修正検討及び補修設計の内容を踏まえて、工事に必要な設計図を作成する。

(8) 数量計算

数量算出要領に基づき、工事に必要な数量計算をする。

2. 3 照査

仕様書に基づく条件、検討項目、設計内容等の照査を作業中間段階及び作業終了後に行い、照査報告書にとりまとめる。

2. 4 報告書作成

業務の目的と仕様書を踏まえて、業務成果をとりまとめた報告書を作成する。
提出する成果品は次のとおりとする。

(1) 報告書（紙媒体：A4 チューブファイル綴り） 1部

(2) 電子成果品（電子媒体） 2部（正副各1部）